

# 埼玉県個人情報保護審査会規則（原文縦書）

平成17年3月29日

規則第75号

## （趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## （組織）

第2条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

## （委員）

第3条 委員は、個人情報の保護について優れた識見を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、知事は、政党その他の政治的団体の役員である者を委嘱してはならない。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が第1項に規定する委嘱の要件を欠くに至ったときは、任期中でも、これを解嘱することができる。

## （会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## （部会）

第5条 埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第44条第5項本文の合議体（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長がこれを指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 5 部会は、これを構成する委員が3人のときは委員のすべてが、4人以上のときは委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 6 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第6条 条例第44条第5項ただし書の合議体（以下「総会」という。）の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第7条 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、総会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(条例第46条の委員の指名)

第8条 条例第46条の委員は、委員のうちから会長が又は部会に属する委員のうちから当該部会の部会長が指名するものとする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部文書課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月18日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第35号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条中様式第6号の改正規定は、公布の日から施行する。